

平成27年6月2日

一般財団法人 関西情報センター
プライバシーマーク審査グループ

当財団元契約審査員が行ったと思われる行為についてのご報告とお詫び

このたび、当財団の元契約審査員の名前で「プライバシーマーク審査において過去貴社をご担当させて頂いた」ことを謳い、当該元契約審査員が営むコンサルティング業務「Pマークの運用と更新審査に関する事務作業」勧誘のダイレクトメールが送付されているとのことで複数の事業者様からご連絡を頂きました。

当財団で調査したところ、本行為については、当財団と契約審査員との間で結ばれる委託契約及び誓約における、審査業務にて知り得た情報の全ては、当該審査業務以外では利用しない旨に違反し、当時取得した連絡先情報に基づきダイレクトメールを発送したものであります。

当財団は、本行為について、当該元審査員に対して重大な守秘義務違反に該当する旨を即時厳重に抗議すると同時に、警告文書の送付も含め対応を行っている状況です。又、再発防止策として、更なる厳格な守秘義務契約と契約審査員教育の徹底を図ると共に、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)に対しても事故報告を実施致しました。

つきましては、各事業者様には多大なご心配をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げますと同時に、今後このようなことが発生しないよう職員一同再発防止に努めてまいります。

以上